

令和7年度 文教委員会資料

【陳情の審査】

陳情第140号 川崎市が18歳と22歳の個人情報を自衛隊に提供しないことを求める陳情について

資料 1 自衛官等募集事務に係る自衛隊への情報提供について

参考資料 根拠法令、通知等

市民文化局
(令和8年1月22日)

1 概要

- ・自衛隊法第97条第1項では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととされている。
- ・自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官又は自衛官候補生の募集に関する資料の提出等については、地方自治法及び地方自治法施行令で定める第1号法定受託事務として規定されている。
- ・本市では防衛省及び自衛隊神奈川地方協力本部から発出される依頼に応じて、住民基本台帳から対象者に係る氏名・住所・性別・生年月日を抽出し、リスト化した対象者名簿(紙媒体資料)を自衛隊神奈川地方協力本部に提出している。

2 対応状況

(1)情報提供にあたっての留意事項

- ・本市から自衛隊に対象者名簿を提出する際には、受領した情報については募集説明会や施設見学会の案内の送付などの募集事務のみに利用することや、使用後は破棄することを明記した文書と共に提出している。
- ・自衛隊では、対象者名簿を基に各種案内等を送付する際には、対象者情報の取得に係る根拠法令や利用目的を示した文書を同封するなど、対象者への説明を行っている。
- ・情報破棄の際は、本市と自衛隊双方の職員立合いのもと、確実に裁断処理されたことを確認している。

(2)その他の募集事務に関する本市対応

- ・自衛官募集啓発物品の作成・配布(調達に係る予算は全て国庫から配分される。)

- ・市政だよりへの募集案内の掲載

(参考)情報提供の状況

- ・自衛官募集ポスターの掲示(各区役所内など)

- ・自衛官募集相談員委嘱式の開催(市と自衛隊の共催／隔年)

対象年齢	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
18歳	11,977人	11,795人	12,107人	12,496人
22歳	15,182人	14,998人	14,878人	14,624人

※資料提出の対象年齢は、自衛隊神奈川地方協力本部からの依頼に基づいている。

3 陳情の要旨

- ・市が自衛隊に協力し、本人の同意なく個人情報を提供するのは、個人情報の保護に関する法律等に違反している。
- ・自衛隊への情報提供の可否は、自治体の判断で可能であり、自衛隊への個人情報の提供を中止すること。

4 陳情に対する本市としての見解

(1)自衛隊への協力について

自衛官等募集事務については、自衛隊法や同法施行令、地方自治法や同法施行令の規定により、国からの法定受託事務とされることから、法令等に則った事務として実施している。

(2)対象者情報の提供について

住民基本台帳の情報は、利用目的の範囲内で利用することが原則であるものの、法令等に基づく法定受託事務として、住民基本台帳から対象者に係る情報を資料として提出することは、住民基本台帳法第11条第1項に規定される「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に該当するとともに、個人情報の保護に関する法律においても、利用目的以外の利用や提供を禁止する第69条第1項により、「法令に基づく場合は除く」と規定されていることから、総務省等からの通知等(参考資料3参照)も踏まえ、自衛隊からの依頼に応じて、本市は資料の提出を行っている。

一方で、個人情報の取扱いについては、厳重に行われるべきとの認識のもと、本市から自衛隊へ名簿を提出する際は、その取扱いを明記した文書を取り交わすなど適切に対応している。

(3)情報提供の中止について

自衛官及び自衛官候補生の募集事務については、関係法令や国の通知等に基づき対応しているものであり、本市としては、法定受託事務として自衛隊からの依頼に応じ、法令等に基づいて適切に対応していく。

(参考)

- ・令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの明確化について提案があり、対応方針が令和2年12月18日に閣議決定される。
- ・これを受けて、防衛省及び総務省から「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)」により、募集に関する必要な資料として、「住民基本台帳の一部の写し」を用いることについて、住民基本台帳上、特段の問題を生ずるものではない旨が通知された。

参考資料1

●根拠法令等(都道府県等が処理する事務の部分抜粋)

(1)自衛隊法

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

(2)自衛隊法施行令

第一百十五条 市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があつたときは、その志願者が防衛省令で定める応募年齢に該当し、かつ、法第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理するものとする。

2 市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町村を包括する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。

第一百十六条 市町村長は、前条第一項の志願者の本籍が当該市町村にない場合には、同条同項の調査を志願者の本籍がある市町村の市町村長に委嘱することができる。

第一百十八条 都道府県知事及び市町村長は、第百十四条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官若しくは二等空士として採用する航空自衛官又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う。

第一百十九条 都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする。

第一百二十条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第一百六十二条 第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、(中略)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

参考資料2

●根拠法令等(法定受託事務の部分抜粋)

(1)地方自治法

第二条九 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。)

(2)地方自治法施行令

第一条 政令に定める法定受託事務(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。)で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務(同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十三条において同じ。)にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、(中略)掲げるとおりである。

政令	事務
自衛隊法施行令	第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務(以下略)

(3)住民基本台帳法

第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(中略)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

(4)個人情報の保護に関する法律

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

参考資料3

●国からの通知

「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(令和3年2月5日付け防人育第1450号、総行住第14号防衛省及び総務省通知)」

令和3年2月5日付
(市区町村担当課扱い)

防衛省人事教育局人材育成課長
総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)

令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。)を国に提出できることの明確化について提案があり、別添のとおり「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和2年12月18日に閣議決定されました。

この住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条に基づき、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。

つきましては、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に關し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。
- 2 上記の規定の募集に關し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

以上

参考資料4

●他都市の状況等(令和7年8月時点)

対応状況	政令市	県内市町村
情報提供している	札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、堺市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市	横須賀市、小田原市、三浦市、海老名市、大和市、秦野市、綾瀬市、湯河原町、清川村
閲覧		平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、伊勢原市、座間市、藤沢市、葉山町、松田町、開成町、真鶴町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、箱根町、愛川町、山北町
情報提供していない	さいたま市、千葉市、広島市	